

課程博士の学位（博士）論文審査基準

1. 課程博士の学位申請者は、予備審査申請時まで、学術誌（審査有り）に第一著者として1報以上の欧文論文を投稿していなければならない（以下、この論文を「投稿論文」という）。但し、予備審査申請前（最終年度の10月中旬）に「投稿論文」の写しを薬学部運営会議に提出し、その内容が博士論文の内容を反映したものであることの確認を得る必要がある。
2. 課程博士として学位論文の最終判定を受けるためには、最終年度の2月10日までに学位論文審査委員会による審査に合格し、かつ「投稿論文」が受理されていなければならない。

最終年度の2月10日までに「投稿論文」が受理されなかった場合、学位申請者は当該年度内に博士の学位を取得することはできない。但し、「投稿論文」の受理の有無に拘らず、学位論文審査委員会による審査は行うものとする。

学位論文審査委員会の審査に合格し、「投稿論文」が受理されず留年した者が、次年度に「投稿論文」が受理された場合、公開論文発表会と学位論文審査委員会による学位論文の審査は既に実施されているため、再度それらを実施することはせず、提出された「投稿論文」の内容を学位論文審査委員会が精査した結果を受けて、研究科委員会で最終判定を行う。
3. 「投稿論文」が受理されなかったことを理由に満期退学した者が、退学後3年以内に「投稿論文」が受理されたことの証明および受理された「投稿論文」の写しを添えて学位を申請した場合、授与される学位は論文博士となる。

この場合、公開論文発表会と学位論文審査委員会による学位論文の審査は既に実施されているため、再度それらを実施することはせず、提出された「投稿論文」の内容を学位論文審査委員会が精査した結果を受けて、研究科委員会で最終判定を行う。
4. 上記3. 以外の満期退学者が、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、学術誌（審査有り）に第一著者として1報以上の欧文論文が受理されていなければならない。提出された博士論文は、公開論文発表会と学位論文審査委員会による審査を経て、研究科委員会で最終判定を行う。授与される学位は論文博士となる。
5. 『学位論文評価基準』は別に定める。